

ICT活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領

1. 適用範囲

本資料は、ICTによる地盤改良工（以下、地盤改良工（ICT））のうち、バックホウ混合における安定処理（ICT）に適用する。

ICT建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

（1）安定処理（ICT）の適用範囲

現場条件によりスタビライザによる施工が出来ない路床改良工事のうち1層の混合深さが路床1m以下における現位置での混合作業、又は、構造物基礎の地盤改良工事で1層の混合深さが2m以下における現位置での混合作業に適用する。

なお、固化材は石灰やセメント系にかかわらず適用できる。

ただし、路床改良工事における適用可能な現場条件とは次の何れかに該当する箇所とする。

- ① 施工現場が狭隘な場合
- ② 転石がある場合
- ③ 移設出来ない埋設物がある場合

2. 機械経費

2-1 機械経費

地盤改良工（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

安定処理（ICT）

ICT 建設機械名	施工箇所	規格	機械経費	備考
バックホウ (クローラ型)	路床	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)] バケット容量 0.5m ³ 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上
	構造物基礎	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)] バケット容量 0.8m ³ 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上

2-2 ICT建設機械経費加算額

ICT建設機械経費賃料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の

賃貸費用とし、２－１機械経費にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(１) 安定処理（ＩＣＴ）

対象建設機械：バックホウ

賃料加算額：41,000 円／供用日

２－３ その他

ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１ システム初期費

賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

(１) 安定処理（ＩＣＴ）

対象建設機械：バックホウ

費用：598,000 円／式

※１工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でＩＣＴ建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量および３次元設計データの作成（修正含む）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。

(１) 費用の計上方法

共通仮設費の技術管理費に計上する。

(２) 費用を計上しない場合

以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。

- ・前工事または設計段階で作成された３次元データを活用する場合
- ・発注者が貸与した３次元データを活用する場合
- ・以下のいずれかの計測手法以外の方法により起工測量を実施する場合

- １) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- ２) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- ３) 無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量
- ４) 地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量

４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

安定処理（ＩＣＴ）における、ＩＣＴ建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

５．施工箇所が点在するＩＣＴ活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第Ⅰ編第２章 工事費の積算」及び「第Ⅰ編第１１章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6. 土木工事標準積算基準書に対する補正

路床（ICT）、構造物基礎（ICT）を実施する場合、作業日当り標準作業量（施工パッケージ「安定処理工【安定処理】」）に対して1.04を乗じる。（小数第2位止め、四捨五入）

※変更積算については実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。